

平成29年第13回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成29年7月6日（木）14時00分から15時47分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公德、
財務課長 山口洋志、文化財保護課長 井手優二、企画調整課長 高田裕康、
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 平川真一、施設課長 松永一雄、
高校教育課長 相原康人、義務教育課長 田中直喜、
人権・同和教育課長 木下尊雅、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

1名

7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第19号議案「福岡県社会教育委員の人事について」、第20号議案「福岡県立図書館協議会委員の人事について」、第21号議案「福岡県立美術館協議会委員の人事について」及び第22号議案「平成29年度福岡県教科用図書選定審議会委員の人事について」は、宮本委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

（1）その他

- ・6月定例県議会について

城戸教育長から、6月定例県議会における教育委員会関連の代表質問及び一般質問に対する以下の答弁要旨について説明があった。

(代表質問) 学校における教育勅語の取扱いについて、近年の教員採用試験の状況について、正規教員の増員計画の見直しについて、県立高校における不登校や中途退学に対する支援について、学校における多様な性の教育について、教育委員会における障がい者の雇用について、教員の超過勤務の改善について、学校における薬物乱用防止の取組みについて、部活動の指導について等

(一般質問) がん教育の推進について、県立高校における高校生等奨学給付金制度の周知について、子どもの貧困対策における学校の取組みについて、県立高校における修学旅行について、学校における歯科保健指導について、中学校武道教育における相撲の取扱いについて、学校における性に関する学習指導について、特別支援教育の推進について、教員の勤務実態と多忙化解消について等

次いで、清家委員から、ドーピングによるスポーツ競技の不正排除に関する小学生への教育について、現状として規制が非常に細かくなっており、どの程度まで踏み込んだ内容とするのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、スポーツの価値やフェアプレー精神を高める観点から教育を行っていきたいとの説明があった。

これに対して、清家委員から、今の説明を聞いて大変安心した。昨今、高等学校等におけるスポーツ指導の中で、本来必要な治療のための投薬のみならず、のど飴や紅茶までもが制限されるような教育が行われていることに疑問を持っている。小学校ではこのような指導はしてほしくないとの意見があった。

次いで、宮本委員から、部活動指導員の県内における配置状況について質問があった。

これに対して、城戸教育長から、北九州市立学校において配置されているとの説明があった。

次いで、宮本委員から、教員の超過勤務はどのような業務が原因となって発生しているのかとの質問があった。

これに対して、城戸教育長から、業務の中で最も時間がかかっているのは授業の準備であり、それ以外では中学校においては部活動、高等学校においては課外授業に多くの時間がかかっていることが特徴的な傾向であ

る一方で、新聞等では会議や事務作業に時間を取られているとの報道がなされているが、実際はそれらに取られる時間は少ないものの負担感が大きいとの説明があった。

次いで、清家委員から、フッ化物洗口は虫歯予防に対して大変有用であると考えているため、推進してほしいとの意見があった。

次いで、前田委員から、県立高校の修学旅行でスキーの実施割合が高くなっているが、スキーを行っていない学校はどのような内容で行っているのかとの質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、企業や大学への訪問が最近は多くなってきており、各学校において工夫を凝らして実施するよう促していきたいとの説明があった。

次いで、前田委員から、海外を目的地とする修学旅行や研修を行っている県立高校はどの程度あるのかとの質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、修学旅行では延べ22校が、研修では28校が平成29年度中に実施を計画しているとの説明があった。

次いで、奥田委員長から、海外修学旅行の渡航先について質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、アジアやオセアニア地区が多いとの説明があった。

次いで、宮本委員から、教員免許の臨時免許状と免許外教科担任について質問があった。

これに対して、城戸教育長から、臨時免許状とは、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って実施される教育職員検定に合格すると授与される免許状であり、免許外教科担任とは、免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭が、1年に限り免許外の教科の担任をすることができる制度である旨の説明があった。

続いて、久保田委員から、性に関する学習指導に対する学校現場での取組みについて質問があった。

これに対して、城戸教育長から、親が子どもに対して関心が薄い場合に、子どもが将来の自分の姿を考えるに至らず、刹那的な感情で望まない妊娠をする可能性が高いという傾向があることから、自分や相手を大切にしている指導を行っていく必要があるとの説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

(2) 報告

- ・福岡県社会教育委員の会議「子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方～放課後等の教育支援方策の在り方について～」(審議

のまとめ)

谷本社会教育課長から、福岡県社会教育委員の会議において、今後の社会教育行政が行うべき子どもの放課後等の教育支援の在り方について審議し、平成29年5月に取りまとめた冊子の概要について説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、市町村教育委員会が回答した「教育支援調査」について、子どもの放課後等の教育支援に係る県教育委員会の取組みへの要望の中に、「放課後児童クラブは、原則保育の場であるため、社会教育的な子どもの支援を別途推進してもらいたい」とあるが、県教育委員会としてはどのように考えているのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、放課後児童クラブは原則として両親共働き家庭の子どもが利用する居場所を提供するものであるが、何らか学習活動を行ったり宿題をみてやったりしてもらいたいという学校や保護者の思いもあるという背景がこの回答につながったと推測しており、文部科学省は、放課後児童クラブ等の地域学校協働活動が一体となって推進していくようにと言っていることから、本県でも積極的に進めていかなければならないだろうと考えているとの説明があった。

次いで、久保田委員から、放課後学習活動支援事業（学び道場）への参加状況について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、市町村によって取組状況に差があり、小規模な学校であれば全員参加で放課後の活動を行っているところもあるが、全員を残して空き教室で活動を行うような形は難しく、希望者だけが参加するような形がほとんどである。誰もが参加できて、そこで学びの活動が行えるよう取組みを進めたいとの説明があった。

これに対して、久保田委員から、児童生徒が活動に参加したくなるような仕掛けが何か必要ではないかとの意見があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、ある市町村では学習支援と体験活動とを組み合わせるといった工夫をしており、他の市町村がそのような事例を参考にして活動内容をより良いものにしてもらえれば参加者が増えていくのではないかと考えているので、県教育委員会としても各市町村を支援していきたいとの説明があった。

これに対して、奥田委員長から、子どもたちが主体的に学んだり活動したりすることができるようになることを目指す一方で、そのための場を大人たちが作って提供しなければならないという現状だが、子どもたちを取り巻く環境が地域によって大きく違うことから、県内を一律に論じることは非常に難しいだろうとの意見があった。

これに対して、宮本委員から、小規模校は広域から児童生徒が集まり、帰宅しても周囲に友達がいないという状況だろうから、放課後に児童生

徒を集めて活動を行う意義は大きいと思うが、大規模校であれば違う状況となるため、調査等を行う際には地域性を加味した方がよいとの意見があった。

これに対して、城戸教育長から、この事業については、事業主体が市町村であるため、県があまり口を出すことができないのが現状であるが、例えば基礎学習を徹底して行うなど、事業内容の焦点化を図る必要があるのではないかと考えており、その方法を模索しているとの説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、奥田委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(3) 議事

- ・第19号議案 福岡県社会教育委員の人事について

谷本社会教育課長から、社会教育法第15条及び福岡県社会教育委員に関する条例の規定に基づき、福岡県社会教育委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第19号議案は原案どおり可決された。

- ・第20号議案 福岡県立図書館協議会委員の人事について

谷本社会教育課長から、図書館法第15条及び福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第124条の4の規定に基づき、福岡県立図書館協議会委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第20号議案は原案どおり可決された。

- ・第21号議案 福岡県立美術館協議会委員の人事について

谷本社会教育課長から、博物館法第21条及び福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第124条の規定に基づき、福岡県立美術館協議会委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第21号議案は原案どおり可決された。

- ・第22号議案 平成29年度福岡県教科用図書選定審議会委員の人事について

田中義務教育課長から、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定に基づき、平成29年度福岡県教科用図書

選定審議会委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第22号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時47分閉会した。